

令和 6 年度 大阪府委託事業

中小企業組合運営指導事業(教育・啓発事業)

1. とき 令和 6年11月

2. テーマ 【中小企業等協同組合法 ⑤】

- ・定款変更認可申請書の様式と記載方法
- ・登記申請書の様式と記載方法

3. 講 師 大阪府中小企業団体中央会 連携支援部連携支援課 杉中惇平

大阪府中小企業団体中央会

目次 ○ **定款変更認可申請書の様式と記載方法**

1-1 はじめに ······ P 1

1-2 定款変更認可申請書の主な様式 ······ P 2 ~ P 9

1-3 主な定款変更様式と記載例 ······ P 10 ~ P 15

1-4 主な定款変更から登記までの流れ ······ P 16 ~ 17

○ **登記申請書の様式と記載方法**

2-1 はじめに ······ P 18 ~ 19

2-2 登記申請書の様式 ······ P 20 ~ 21

2-3 主な登記申請書様式と記載例 ······ P 22 ~ P 29

定款変更認可申請の様式と記載方法

1-1 はじめに

【中小企業等協同組合法】

(総会の議決事項)

第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 四 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡 ……以下省略…
 - 五 経費の賦課及び徴収の方法
 - 六 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更(信用協同組合 及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更 ……以下省略…)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可(第九条の七の二第四項の規定により前項の認可があつたものとみなされる場合を除く。)については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。 ……以下省略…

解説 (3) 定款変更の認可 (2項、3項) 要旨

- 定款は組合の最高の根本規範であり、その定款の変更については、組合の設立認可と同様の趣旨で行政庁の認可を要することとされている。
- 行政庁の定款変更の認可は、定款の効力発生要件である。したがって、総会で変更の議決をしただけでは、法律上は旧定款がなお効力を有するから、改正定款による行為を行った場合は定款違反となる。
- 定款変更の認可基準として、法27条の2第4項から6項の規定[設立認可基準]を準用し、行政庁は、定款の変更の内容をこれらの基準に照らして審査し、これらに該当しない場合には、認可しなければならないものとしている。
- 定款変更の認可申請が、これらの基準に照らして不適当であるとして却下された場合は、組合は改めて総会で議決し直さなければならない。

※ これらとは、①事業計画内容等が法令に反するとき、②事業を行うために必要な経営的基礎を欠き、目標達成が著しく困難と認められる場合。 これらの場合は、認可されない。

1-2 定款変更認可申請書の主な様式

● 定款変更の認可申請について

中協法第51条第2項の規定により組合の定款変更の認可を受けようとする者は、次ページの様式による申請書2通にそれぞれ以下の書類を添えて申請しなければなりません。

【添付書類】

- イ 定款中の変更をしようとする箇所を記載した書面(変更箇所新旧対照表)
- ロ 変更理由書
- ハ 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

(注)1 定款変更箇所は、変更部分のみを記載するのではなく変更条文全部を記載して下さい。

- 2 定款の変更が事業計画又は収支予算にかかるものであるとき(事業の変更等)は、上記イ、ロ、ハの書類のほか、定款変更後の事業計画又は収支予算書を添付しなければならない。
- 3 定款の変更が出資1口の金額の減少に関するものであるときは、上記イ、ロ、ハの書類のほか、議決当時の財産目録及び貸借対照表を添付しなければなりません。

また、中協法第56条の2の規定による官報への公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面を提出しなければなりません。

※この他にも変更の内容によっては、追加資料が必要となる場合があります。

様式

中協法施行規則様式第16(事業協同組合・企業組合用)

印

年 月 日

…大臣
…都道府県知事 殿 }

組合の住所
及び名称
(電話番号)
組合を代表する

理事の氏名

印

中小企業等協同組合定款変更認可申請書

中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて申請します。

※A4判で作成する。

様式

中団法施行規則
様式第5(商工組
合・協業組合用)

※A4判で
作成する。

…大臣
…都道府県知事

印

年月日

組合の住所及び名称

(電話番号)

組合を代表する理事の氏名

印

定款変更認可申請書

中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により定款変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする箇所を記載した書面
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更の決議をした総会(総代会)の議事録の謄本
- (4) 変更後の協業計画書)
- (5) 変更後の事業計画書)
- (6) 変更後の収支予算書)
- (7) 組合員(会員)がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面)
- (8) 財産目録及び貸借対照表)
- (9) 公告(及び催告)をしたことを証する書面)
- (10) 弁済(担保の提供又は財産の信託)したこと又は出資一口の金額の減少
若しくは非出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないこと
を証明する書類)

(注)

協業組合については中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項により準用しますので、上記の「第47条第2項」を「第5条の23第3項」に書き換えて下さい。

様式

印

(例) 変更箇所新旧対照表

新	旧
<p>(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を<u>大阪市</u>に置く。</p>	<p>(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を<u>大阪市中央区○町1丁目1番地</u>に置く。</p>
<p>(役員の定数) 第25条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6人以上8人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u></p>	<p>(役員の定数) 第25条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>5人又は6人以内</u> (2) 監事 <u>1人</u></p>

上記は、令和〇年〇月〇日通常（又は臨時）総会において決議されました。

組合名 ○ ○ ○ ○ 組合

代表理事 ○ ○ ○ ○ 印

様式

印

(例) 定款変更理由書

- 1 第〇条の変更理由は・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・のためである。
- 2 第〇条の変更理由は・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・のためである。

○ ○ ○ ○ 組合

代表理事 ○ ○ ○ ○ 印

(例1) 組合の所在地を変更した場合

現在の事務所が手狭になったため、大阪市中央区本町橋
2番5号〇〇ビル6階に移転するにあたり、定款上、最
小行政区で規定するものである。

(例2) 役員の定数を増加する場合

組合事業の向上と多角化を図るため役員の定数を増員し、
健全な組合運営を期することを目的とするものである。

様式

(例) ○ ○ 総会議事録

○ ○ ○ ○ 組合

1. 開催通知の年月
日及びその方法

○年○月○日

文書を各組合員に発して通知した。

1. 開催の日時

○年○月○日 午前(後)○時

1. 開催場所

大阪市○○区○○町○丁目○○番○○号

○○会議○○会議室

1. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

理事数 6人 出席理事数 4人 (本人出席)

監事数 1人 出席監事数 1人 (本人出席)

1. 組合員数 ○○人

1. 出席者数 ○○人 (本人出席○○人、委任状出席○人、書面出席○人)

1. 出席理事の氏名 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

1. 出席監事の氏名 ○○○○

1. 議長の氏名 ○ ○ ○ ○

1. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 ○ ○ ○ ○

1. 議事の経過の要領及びその結果

定刻に至り司会者〇〇〇〇は開会を宣し、本総会の出席者数を報告、適法に成立する旨を告げ、議長の選出について議場に諮ったところ〇〇〇〇が選任された。次いで〇〇〇〇は、議長席につきただちに議案の審議に入った。

· · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第〇号議案 定款の一部変更の件

議長は、本組合の定款第4条及び第25条の変更理由について詳細に説明をし、定款第4条及び第25条を下記のとおり変更したい旨議場に諮ったところ、満場異議なく可決承認した。

記

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を大阪市に置く。

(役員の定数)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 6人以上8人以内

(2) 監事 1人又は2人 (注、定款変更箇所は対象条文全部を記入のこと。)

第〇号議案 理事及び監事選任の件

議長は、本組合の ○年○月○日就任の理事及び監事全員が ○年○月○日任期満了につき、
(又は辞任の申し出があり) その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ

(例) 連記式無記名投票によることとなり投票の結果次のとおり決定した。

なお、当選者は、定款変更認可書到達日をもって就任を承諾した。

理 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監 事 ○ ○ ○ ○

理 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監 事 ○ ○ ○ ○

以上をもって第〇回〇〇総会の議案全部の審議を議了したので、午前（後）〇時〇分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに記名押印する。

〇年〇〇月〇〇日

○ ○ ○ ○ 組合 第〇回〇〇総会

議長・理事 ○ ○ ○ ○ **印** 理 事 ○ ○ ○ ○ **印**

理 事 ○ ○ ○ ○ **印** 同 ○ ○ ○ ○ **印**

【作成上の留意事項】

議長及び出席理事の署名又は記名押印は不要（※定款の記載内容により異なる）であるが、
押印がない総會議事録については、登記の添付書類などの場合、当該議事録の補正が困難となる
ので、議長及び出席理事が記名押印することが便宜である。

所管行政庁への届出の添付書類になる場合も同様である。

1-3 主な定款変更様式・記載例

① 第3条(地区) (申請時のポイント)

※ 地区を追加する場合は、加入予定者名簿の添付が必要である。
また、地区を減少させる場合は、既存の組合員名簿の添付が必要である。

変更箇所新旧対照表 (例)

(新)	(旧)
(地区) 第3条 本組合の地区は、 大阪府及び兵庫県 の区域とする。	(地区) 第3条 本組合の地区は、 大阪府 の区域とする。

定款変更理由書 (例)

第3条(地区)の変更理由は、下記の加入希望者があり、組合も共に活動したく定款の地区を拡大変更するものある。

名称	住所	業種（許可又は免許番号）	常時使用する従業員数	資本又は出資の額
○○(株) 代表取締役○○○	兵庫県神戸市○○区 ○○町 1234 番地	○○製造業	○○人	○○○万円

② 第4条(事務所の所在地)

(申請時のポイント)

※ 定款には、最小行政区までの記載で足り、住所番地については理事会で決定すれば足りる。

★ 「定款変更認可申請書」の住所は、旧住所で記載する。

変更箇所新旧対照表 (例)

(新)	(旧)
(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を <u>大阪市</u> に置く。	(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を <u>大阪市中央区南本町4丁目3番1号</u> に置く。

定款変更理由書 (例)

第4条（事務所の所在地）の変更理由は、

事務所が手狭になったため、大阪市中央区本町橋2番5号に移転するにつき、『全国中小企業団体中央会の定款参考例』に沿って、最小行政区までの記載に変更するものである。

③第7条(事業) (申請時のポイント)

- ※ 事業の定款変更の承認に加えて、同総会で、事業計画及び収支予算の承認を受ける必要がある。
- ※ 追加の事業のみの事業計画等でなく、全ての事業の事業計画書、収支予算書が必要である。
- ※ 関連条文の変更も同時に必要である。

下記の場合は、第47条（総会の議決事項）及び第59条（教育情報費用繰越金）同時に変更する。

変更箇所新旧対照表 (例)

(新)	(旧)
<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)組合員の取り扱う〇〇品の共同加工</p> <p>(2)組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p><u>(3)組合員の取り扱う〇〇品の共同宣伝</u></p> <p><u>(4)組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ</u></p> <p><u>(5)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</u></p> <p><u>(6)組合員の福利厚生に関する事業</u></p> <p><u>(7)前各号の事業に附帯する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)組合員の取り扱う〇〇品の共同加工</p> <p>(2)組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p>(3)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>(4)組合員の福利厚生に関する事業</p> <p>(5)前各号の事業に附帯する事業</p>

<p>(総会の議決事項)</p> <p>第 47 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 借入金残高の最高限度</p> <p><u>(2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)の残高の最高限度</u></p> <p><u>(3) その他理事会において必要と認める事項</u></p> <p>(教育情報費用繰越金)</p> <p>第 59 条 本組合は、第7条第5号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第 47 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 借入金残高の最高限度</p> <p><u>(2) その他理事会において必要と認める事項</u></p> <p>(教育情報費用繰越金)</p> <p>第 59 条 本組合は、第7条第3号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>
--	---

定款変更理由書（例）

第 7 条（事業）の変更理由は、この度、組合員の製品をネット上で紹介し、新たなユーザーを開拓すべく共同宣伝事業を追加するものである。
加えて、組合員の必要とする貸付け事業を追加するものである。

第 47 条（総会の議決事項）の変更理由は、第 7 条の変更に伴い変更するものである。

第 59 条（教育情報費用繰越金）の変更理由は、第 7 条の変更に伴い変更するものである。

④ 第25条(役員の定数) (申請時のポイント)

※ 役員改選時に役員の定数を変更する場合は、役員選出・就任日等に注意が必要である。

※ 関連条文の変更にも注意。 第26条(役員の任期)

変更箇所新旧対照表 (例)

(新)	(旧)
<p>(役員の定数)</p> <p>第25条 役員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>9人以上11人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p>第26条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。</u> (2) 監事 <u>2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。</u></p> <p>2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合に</p>	<p>(役員の定数)</p> <p>第25条 役員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>15人</u> (2) 監事 <u>2人</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p>第26条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>2年</u> (2) 監事 <u>2年</u></p> <p>2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合に</p>

<p>おいて、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。</p> <p>4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、<u>その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、</u>新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。</p>	<p>おいて、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。</p> <p>4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。</p>
--	--

定款変更理由書（例）

第25条（役員の定数）の変更理由は、

この度、組合運営の合理化、適正化を図るため、組合員の高齢化等を鑑がみ、役員の定数を減少すると共に、役員の定数に幅を設けるものである。

第26条（役員の任期）の変更理由は、

伸長規定を取り入れると共に、第25条の変更に伴い変更するものである。

⑤組合員資格の変更（申請時のポイント）

※ 資格業種の表現は「日本標準産業分類 総務省編集」の分類表（小分類）を参考に。

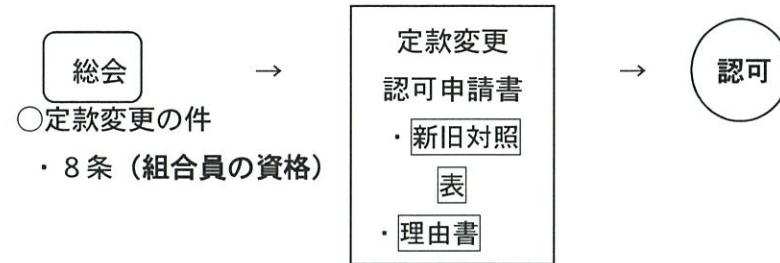
⑥全面変更（申請時のポイント）

※ 変更箇所新旧対照表については、全ての条文の添付の必要がある ので、記載方法を事前に確認することが望ましい。

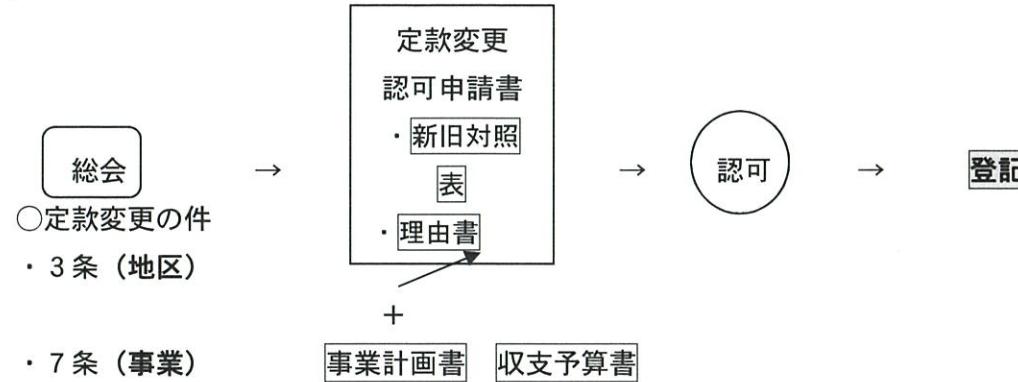
※ 定款変更は、事前に中央会にご相談を！

1 - 4 主な定款変更から登記までの流れ（前掲の定款変更事例の場合）

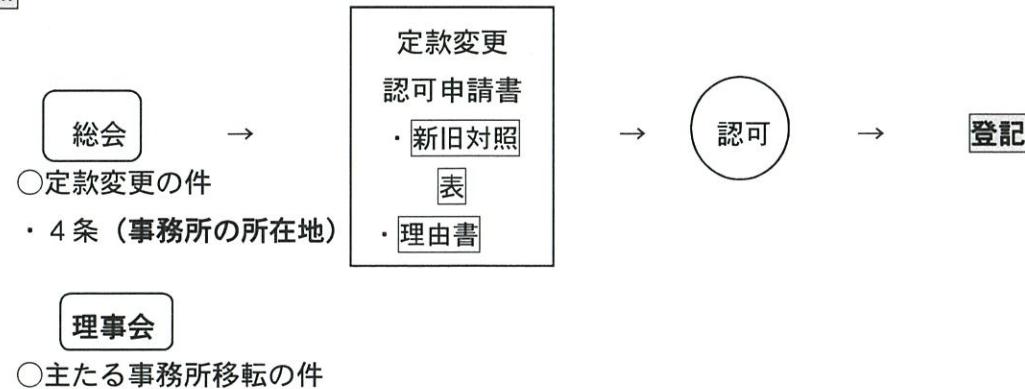
ケース I



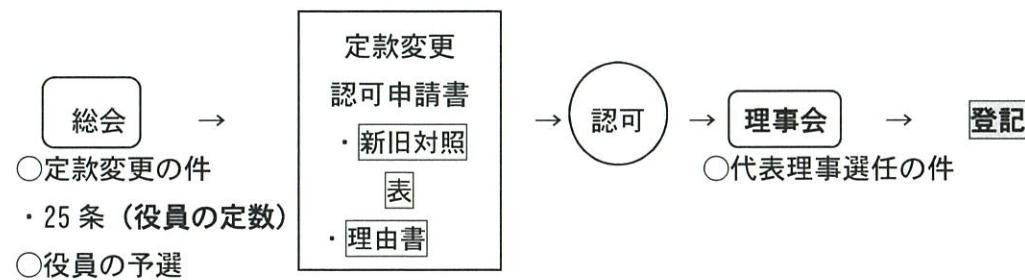
ケース II



ケースⅢ



ケースⅣ



登記申請書の様式と記載方法

2-1 はじめに

【中小企業等協同組合法】

(登記の効力)

第83条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

【中小企業等協同組合法】

(組合等の設立の登記)

第84条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項(企業組合の設立の登記にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在場所
- 五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
- 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 公告方法
- 九 第三十三条第四項の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
 - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
 - ロ 第三十三条第五項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
- 3 中央会の設立の登記は、…以下省略…

【中小企業等協同組合法】

(変更の登記)

第85条 組合又は中央会(以下この章において「組合等」という。)において前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

2-2 登記申請書の様式

● 法務行政庁との関係（登記関係）

会社や組合のような団体がその事業を行う場合に、お互いに相手方をよく知りその取引を安全に、円滑に行うことができるよう商業登記の制度が設けられています。

この制度によりいわゆる登記所（法務局、支局、出張所）に登記簿が備え付けられていますが、これは個人に例えていえば戸籍に当たるものです。

組合がその行う事業に関して取引を行おうとすれば、相手方はその所在、出資の総額、代表理事の氏名等を登記所で閲覧し、相手方が信用できるかどうかを確認するものです。

このように登記の制度は重要な役割を果たすものですから、登記事項、手続等についてよく知り遺漏のないようにして下さい。

なお、登記はその厳格を期すため、手續は慣れない方にはやや煩雑な面があるかと思いますので、法務局又は本会の支援を受けられることをお勧めします。

中小企業等協同組合法及び中小企業の組織に関する法律に規定されている主なものは次の通りです。

- 設立したとき(中協法第84条、中団法第 48 条)
- 登記事項を変更したとき(中協法第 85 条)
 - (1)事業
 - (2)名称
 - (3)地区
 - (4)事務所の所在場所
 - (5)出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
 - (6)存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

(7) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

※任期満了による改選で代表者が重任した場合でも登記が必要です。

(8) 公告方法

- 事務所を移転したとき(中協法第 86 条)
- 参事を選任したとき(中協法第 88 条)
- 合併したとき(中協法第 89 条・第 90 条)
- 解散したとき(中協法第 91 条)
- 清算が結了したとき(中協法第 92 条)

※協業組合については、中協法第 84 条(第2項第三号、第3項及び第4項を除く。)・第 85 条・第 86 条(第二号を除く。)・第 88 条・第 89 条・第 90 条・第 91 条・第 92 条(第二号を除く。)を中団法第5条の 23 により準用。

商工組合については、中協法第 85 条(非出資組合においては第二号を除く。)・第 86 条・第 88 条・第 89 条・第 90 条・第 91 条・第 92 条を中団法第 54 条により準用。

様式例

事業協同組合変更登記申請書

印

1. 名 称 大阪中央〇〇組合
オオサカチュウオウマルマルクミアイ
1. 事 務 所 大阪市・・・・・・・・・・
1. 登記の事由 出資の総口数および払込済出資総額の変更
1. 登記すべき事項 令和7年3月31日下記のとおり変更した。
出 資 口 数 0 0 0 口
払込済出資総額 金0, 0 0 0, 0 0 0 円也

1. 添付書類

(1) 監事の証明書 1通 (2) 委任状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和7年4月28日

大阪市・・・・・・・・
申 請 人 大阪中央〇〇組合
大阪市・・・・・・・・
代 表 理 事 ○ ○ ○ ○
大阪市・・・・・・・・
上記代理人 ○ ○ ○ ○ 印 TEL : 000-0000-0000

大阪法務局 御中

A4判縦長で、以下同様

【証明書】

印 印

証 明 書

本組合は 年 月 日より 年 月 日（事業年度
末日現在）までの事業年度において出資の総口数および
払込済出資総額を下記の通り変更したことを証明します。

記

1. 出 資 の 総 口 数	口
2. 払込済出資総額 金	円也

年 月 日

事務所

名 称

監 事

同

大 阪 法 務 局 御 中

【委任状】

印

委 任 状

私様、 を代理人と定め、下記の権限を委任
す。

1. 本組合の出資の総口数および払込済出資総額の変更の
登記を大阪法務局に申請するに関する一切の件

年 月 日

事 务 所

名 称

代表理事

印

様式例

事業協同組合変更登記申請書

印

1. 名 称 大阪中央〇〇組合
オオサカチュウオウマルマルクミアイ
1. 事 務 所 大阪市・・・・・・・・・・
1. 登記の事由 代表理事の変更
1. 登記すべき事項 令和 7 年 5 月 25 日 代表理事 難波 弘 は辞任した。
令和 7 年 5 月 25 日 代表理事 大阪 一 は就任した。
1. 添付書類
- | | | | |
|-----------|----|---------------|----|
| (1) 総会議事録 | 1通 | (2) 理事会議事録 | 1通 |
| (3) 辞任届 | 1通 | (4) 代表理事就任承諾書 | 1通 |
| (5) 定款抜粋 | 1通 | (6) 委任状 | 1通 |

上記のとおり登記の申請をします。

令和 7 年 5 月 31 日

大阪市・・・・・・・・・・
申 請 人 大阪中央〇〇組合
大阪市・・・・・・・・・・
代 表 理 事 大 阪 一
大阪市・・・・・・・・・・
上記代理人 ○ ○ ○ ○ 印 TEL : 000-0000-0000
大 阪 法 務 局 御 中

【辞任届】

印

年 月 日

辞 任 届

私様、都合により代表理事の職を辞任致したく
お届け致します。

住 所

氏 名

印

〇〇〇〇組合 御中

【代表理事就任承諾書】

印

年 月 日

代 表 理 事 就 任 承 諾 書

私様 年 月 日開催の理事会において
代表理事に選任され、就任することを承諾いたします。

住 所

氏 名

印

〇〇〇〇組合 御中

【定款抜粋】



定 款 抜 粋

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事
- (2) 監 事

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 年
- (2) 監 事 年

(役員の選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員の選挙は、記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多數を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員会が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

上記は現行定款抜粋に相違ありません。

年 月 日

○○○○ 組合

代表理事



【委任状】



委 任 状

私儀、を代理人と定め、下記の権限を委任す。

1. 本組合の 代表理事変更登記 を大阪法務局に申請するに関する一切の件

年 月 日

事 務 所

名 称

代表理事



※ 定款抜粋の追加条文（例）

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

- 第43条** 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、○人以内とする。
 - 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
 - 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

様式例

事業協同組合変更登記申請書

印

1. 名 称 大阪中央〇〇組合
オオサカチュウオウマルマルクミアイ
1. 事 務 所 大阪市・・・・・・・・
1. 登記の事由 地区の変更
1. 認可書到達年月日 令和7年6月10日
1. 登記すべき事項 地区：大阪府及び兵庫県の区域とする。
1. 添 付 書 類

- (1) 総会議事録 1通 (2) 認 可 書 1通
(3) 委 任 状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和7年 月 日
大阪市・・・・・・・・
申 請 人 大阪中央〇〇組合
大阪市・・・・・・・・
代 表 理 事 ○ ○ ○ ○
大阪市・・・・・・・・
上記代理人 ○ ○ ○ ○ 印 TEL: 000-0000-0000

大阪法務局 御中

(印)

委任状

私儀 ○○○○を代理人と定め、下記の
権限を委任す。

一、本組合の 地区の変更の登記 を
大阪法務局に申請するに関する一切の件
一、原本還付請求及び受領の件

認可書到達年月日 令和7年6月10日

令和 年 月 日

事務所 大阪市・・・・・・・・・

名称 大阪中央○○組合

代表理事 大阪一 (印)

◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

組合法⑤ 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。
皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたいと、是非、アンケートにご協力を願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えてください。

- ①組合員数について……… 10未満 10～30未満 30以上
- ②事務局員数について……… なし 1人 2～3人 4人以上
- ③設立からの経過年数について… 3年未満 3～5年未満 5～10年未満 10年以上

2. 受講者についてお教えてください。

- ①ご自身の従事年数について……… 3年未満 3～5年未満 5年以上
- ②ご自身の役職について……… 役員 職員 その他 ()
- ③本研修(H23より実施)の受講について……… 今年が初めて 以前に参加したことがある ()

3. 本日の研修をどこで知りましたか。(複数回答可)

- 中央会のダイレクトメール 中央会のＨＰ 大阪府のＨＰ 中央会のマルガ*
- 商工ニースバルガ*
- その他 ()

4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。(複数回答可)

- 組合課題に合致した内容だったから 将来役に立つ内容と思ったから
- 空き時間に視聴できるから 繰り返し視聴できるから
- 会場へ移動する必要がないから その他 ()

5. 本日の講座内容について理解できましたか。

- よく理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかつた 理解できなかつた ()

6. 本日の講座内容は組合運営に役立てるできますか。

- 大いに役立てることができる 役立てることができる あまり役立たない 役立たない ()

7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。(複数回答可)

- 共同事業活性化 外国人技能実習制度
- 事業承継 (組合による組合員企業の事業承継支援) 労務管理
- 事業承継 (組合員企業のための進め方セミナー) 消費税
- 組合B C P (組合による組合員企業B C P策定支援) 組合会計
- 企業B C P (組合員企業のためのB C P策定セミナー) 組合税制
- 組合ビジネス・事業計画の事例発表 組合法一般
- 組合事業活性化事例発表 定款変更認可申請・登記申請
- トラブル事例対応 その他 ()

ご協力ありがとうございました。



アンケートにご協力お願いします